○鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月25日条例第28号

改正

令和３年６月28日条例第19号
令和６年３月27日条例第２号
令和６年９月30日条例第17号

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（趣旨）

**第１条**　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第９条第２項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　個人番号　法第２条第５項に規定する個人番号をいう。

（２）　特定個人情報　法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。

（３）　個人番号利用事務実施者　法第２条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

（４）　情報提供ネットワークシステム　法第２条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（５）　特定個人番号利用事務　法第19条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（６）　利用特定個人情報　法第19条第８号に規定する利用特定個人情報をいう。

（市の責務）

**第３条**　市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

**第４条**　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

２　別表第２の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

３　市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

４　第２項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

**第５条**　法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第３の第１欄に掲げる機関が、同表の第３欄に掲げる機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

２　前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

**第６条**　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附　則**

この条例は、平成28年１月１日から施行する。

**附　則**（令和３年６月28日条例第19号）

この条例は、令和３年９月１日から施行する。

**附　則**（令和６年３月27日条例第２号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）の施行の日から施行する。

**附　則**（令和６年９月30日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

**別表第１**（第４条関係）

| 機関 | 事務 |
|---|---|
| 1　市長 | 鳥羽市福祉医療費助成に関する条例（平成13年条例第５号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 2　市長 | 鳥羽の定住応援事業奨励金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |

**別表第２**（第４条関係）

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|---|---|---|
| 1　市長 | 鳥羽市福祉医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| | | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は被保険者資格に関する情報であって規則で定めるもの |
| 2　市長 | 鳥羽の定住応援事業奨励金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報であって規則で定めるもの |

**別表第３**（第５条関係）

| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
|---|---|---|---|
| 1　市長 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 教育委員会 | 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下「学校保健安全法情報」という。）であって主務省令で定めるもの |
| 2　市長 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 教育委員会 | 学校保健安全法情報であって主務省令で定めるもの |
| 3　教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市長 | 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |